

詳解

会社税務事例

武田昌輔 編著

実務上判断に迷う 1700事例を精選！
結論とそこに至る法的根拠を明示！
信頼できるスタッフを持つ武田グループの執筆！



B5判・加除式・全4巻 定価 本体30,000円＋税



未永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

- ◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

商品を手にとって検討したい…

- ◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込み下さい。申込先(連絡先・FAX番号等)は、申込書に記載しています。
 - 弊社**ホームページ**からもお申し込みいただけます。
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

<http://www.daiichihoki.co.jp>

商品に関するご照会・お申し込みは

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。

ホームページからのお申し込みは

＜クレジットカードでもお支払いいただけます。＞

※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

第一法規 株式会社

本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

北海道支社
札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

東北支社
仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

東京支社・西東京営業所
港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社
さいたま市浦和高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所
長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社
名古屋市東区泉1-1-39 〒461-8550

関西支社
大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

九州支社
福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074

担 当



(278号) (613471) [0803]
会例(B5) (613471) 2009.11 SE

内容見本

Point 1

日常の税務処理の中から
生じる具体的な事例を
精選して収録！

Point 4

税制改正のポイント、
判例・裁決例、統計等、
重要な税務情報を
「カレント・タックス・ハイライト」で
提供！

会社税務事例

カレント・タックス・ハイライト

第61号
(平成19年10月)

このカレント・タックス・ハイライトは、税に関する重要な情報を掲載したものです。	回	覧	順
関係の方に回覧してください。	☐	☐	☐
なお、回覧後は、お忘れなく第1巻巻頭に保存してください。	☐	☐	☐

- 目一
- ・平成19年度税制改正の要綱
 - ・法人企業の実態（追加）
 - ・判決例
- 1 原告（オランダ法人）が日本法人から匿名組合分配金という名目で受領した金員が日蘭租税条約に規定するいずれの所得に該当するかが争われた事例
- 2 外国税額控除制度の適用の可否が争われた事例
- と判断した事例
- 3 外国法人であった期間に係る匿名組合の収益分配金に係る源泉徴収税額について所得税額控除が適用できるかどうか争われた事例
- 4 金属造のさん橋の耐用年数について争われた事例
- と判断した事例
- 2 修正経理に係る損失の額は、仮装経理をした各事業年度について税務署長が行うことにより確定

－ 1 －

Point 3

結論に至る過程や根拠を、
法令・通達、判例・裁決例などを
提示しながら詳解！



Point 2

事例に対する結論や
処理方法を理論的かつ
総合的に判断して
明確に回答！

6－1 役員給与等

535－4－2－5 理事に対する減給処分と定期同額給与

【事 例】

当財団は、収益事業として出版業を営んでおりますが、今回、当財団の出版物の記述に重大な錯誤があつたことから、当該出版物のすべてを回収し、これにより、およそ300万円ほどの損失が生じました。当然のことながら、関係者に対する内部的な処分を行うことになり、具体的には、事業責任者である担当理事について20％の減給6ヶ月、職員3名については10％の減給2ヶ月を内容とする懲戒処分を下します。また、財団の代表者として理事長が報酬の10％を6ヶ月間、自主返納することになりました。

ここで、担当理事について減給処分を行いますと、定期同額給与の要件を満たさないこととなると思われますが、この場合には、当該担当理事に対する役員給与の1年分全額が損金不算入となるのでしょうか。

聞くところによりますと、減給処分ではなく、自主返納という形を採れば、定期同額給与との関係で問題が生じないとのことですが、理事会においては、理事長が報酬を自主返納することから、担当理事に対する処分は懲戒処分であることを明らかにするため、自主返納の形にはしないことで確認が行われています。

また、報酬・給与の公益事業と収益事業との分担につきまして、当該担当理事及び職員の報酬・給与は、いずれも公益事業部門が60％、収益事業部門が40％の割合で分担していますが、減給処分の間も、減給後の支給額を、この割合で分担することよろしいでしょうか。それとも、収益事業部門の分担額だけを減額すべきでしょうか。

【会 例】

【結 論】

- 1 定期同額給与の改定期間を経過した後に、懲戒処分により減給する場合でも、減給の内容が、当該処分の原因となつた行為と比して社会通念上相当のものと認められれば、定期同額給与の支給として認められる。
- 2 減給分を公益事業と収益事業のいずれの部門の分担額から減額するかについて対象となつた事項が、収益事業にのみ関係するものであれば収益事業の分担額同方に関係する場合には、それぞれの分担額から減額するのが適当であると認められる。

【解 説】

- 1 定期同額給与に該当する役員給与の改定については、まず、一般的な支給額は、当該会計期間開始から3月を経過する日までに、その改定（所要の機関が決定）した金額に相当するものと認められる。

2－4 固定資産

250 定率法から定額法への変更

【事 例】

新法の下での償却方法の変更についてお問い合わせ。すなわち、定率法から定額法へ変更した場合には、どのようにになりますか。

具体的には、例えば、耐用年数15年の減価償却資産について5年間は定率法を用いて、その後は定額法に変更するとした場合に、どのようにになるのでしょうか。基本通達7－4－4には、経過年数を控除した年数を耐用年数とするとしているものと一応理解しますが、同通達の②のロの経過年数のカッコ書きがよく理解できません。

【結 論】

- 1 定率法によつて5年間フルに償却を行っている場合には、法定耐用年数からその経過年数5年を控除した10年で定額法によつて償却することになる。
- 2 定額法によつて5年間限度額未満の償却を行っている場合には、その行つた償却の額は何年に相当するかを算定し、その年数を15年から控除して（例えば、13年というように）、その年数によつて定額法で償却することになる。

【解 説】

- 1 減価償却の方法を変更した場合には、基本的には、法定耐用年数から経過年数を控除した年数が基礎となるべきである。もちろん、極端なことをいえば、その経過年数の内の事業年度において全く償却をしていないという場合には、その経過時をもつて新規に取得したと同様にみて、その時点から法定耐用年数を用いて償却させるということになる。

つまり、この事例では、その5年経過時の6年目の期首から15年から経過年数5年を控除した10年の耐用年数で償却させることになる。この経過年数の間に行つた償却の額が限度額よりも低い場合には、要するに、その経過年数のなかで、何年分を限度額償却したかを算定する（例えば、5年の経過年数のうち2年分しか償却していないというように）こととしているのが、基本通達7－4－4の②のロのカッコ書きである。

- 2 そこで、ご指摘のように定率法から定額法に変更した場合等の償却限度額の計算については、基本通達7－4－4において、次のように定められている。

「（定率法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算）

基本通7－4－4 減価償却資産の償却方法について、旧定率法を旧定額法に変更した場合又は定率法を定額法に変更した場合には、その後の償却限度額（令第61条第2項「減価償却資産の償却費額による償却限度額の特例」の規定による償却限度額を除く。）は、次の①に定める取得価額又は残存価額を基礎とし、次の②に定める年数に応ずるそれぞれの償却方法に係る償却率により計算するものとする。

- ① 取得価額又は残存価額は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次のイ又はロに定める価額による。
- イ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更した事業年度開始の日における取得価額

754

251－4－3 所有権移転外リース取引に係る税制改正

251－4－3 所有権移転外リース取引に係る税制改正

【事 例】

所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされるリース資産には、リース期間定額法が適用されることになりました。

その所有権移転外リース取引の定義を見ると、従前から資産の売買とみなされていたリース取引に該当するもの以外のものをいうとされていますが、この「以外のもの」という逆転の意味がわかりにくいので、ご解説ください。

【結 論】

リース取引のうち従前は資産の売買とみなしていなかつたもの（所有権移転外リース取引）についても、資産の売買とみなすとともに、これにより賃借人が取得したものとされるリース資産にはリース期間定額法を適用するという構成になっている。

【解 説】

- 1 まず、改正後の税法上の「リース取引」の定義を見ると、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう、と定められている（法64の2③）。

- ① 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。

- ② 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

これは、本文において、土地の賃貸借については、所有権移転外ファイナンス・リース取引は除く、すなわち、所有権移転外ファイナンス・リース取引のみがここにおいてリース取引に該当する旨を定めている点を除くと、改正前の定義（旧令136の3③）と全く同様である。

- 2 次に、売買とされるリース取引の範囲を見ると、改正前は、③のリース取引のうち、次のいずれかに該当するもの又はこれらに準ずるものとされていた（旧令136の3④）。

- ① リース期間終了の時又はリース期間の中途において、リース資産が無償又は名目的な対価の額で当該賃借人に譲渡されるものであること。

- ② 賃借人に対し、リース期間終了の時又はリース期間の中途においてリース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること。

- ③ リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中当該賃借人によつてのみ使用されると見込まれるものであること又はリース資産の識別が困難であると認められるものであること。

781の7の7

七五四

七五八の七の七

会社税務の諸問題を豊富に集め、それぞれに明快な解説を加えた税務エキスパートに必携の書！

本書の特色

1. 具体的な税務事例をもとに解説！

本書は、単なる問答式的な解説書ではなく、ありきたりな質問を省いて税務実務の中から具体的な1700事例を収集して、「事例」、「結論」、「解説」および「参考」の順序でまとめた解説書です。

2. 実務に役立つ税金相談の理論書！

各事例ごとに問題解決を主眼として、理論的かつ総合的に判断し明快な結論を出すとともに、法人税に関連する相手方の税問題(所得税等を含む)まで言及した、いわば税金相談の理論書です。また、理論的に結論を導くに至った過程やその根拠を、法令、通達、類似問題を提示して詳しく解説しています。

3. 判決、裁決例を登載！

結論がはっきりしているだけでなく、その結論や背景を知るために裁判所の判決や国税不服審判所の裁決例の要旨はもちろんのこと、必要に応じてその全文を掲げたので、問題解決のための理論的な手掛りをつかむことができます。

4. 権威ある武田グループによる執筆！

成蹊大学の名誉教授として税法学界で活躍している武田昌輔先生を中心とした研究グループ、立法担当経験者をはじめ第一線の実務経験者のベテランメンバーが執筆しており、理論と実践の両面からアプローチした解決策を提供しています。

内容構成(抜粋)

※本書は1700以上の事例を登載しています。以下は主な事例の抜粋です。

第1巻

カレント・タックス・ハイライト

■総則

1－1 総説 (201問)

- 自治体に対する駐車場用地の貸付け
- 株式会社の公益事業部門への切替え
- 実費弁償方式承認の要件
- 協会の有する子会社のリストラと収益事業
- 不動産貸付業と公益法人課税
- 社団法人傘下の株式会社の譲渡
- ゴルフ会員権に係る売却損の負担
- 収益事業部門からの無利息の借入金及び資金の引上げ
- 減価償却を行えば欠損となる場合
- 組織変更に伴う課税関係
- 財団法人の株式会社への転換
- 新規財団法人の設立
- 認定NPO法人の認定が取り消された場合
- 外国パートナーシップのパートナーに対する源泉徴収制度の創設
- 年金基金による匿名組合出資に係る課税上の留意点
- 親会社から請求されたITチャージに係る源泉税の有無
- 特定外国子会社の課税対象留保金額の計算
- タックス・ヘイブン税制における二重課税排除について
- 株券の電子化と配当に係る所得税額控除

1－2 同族会社 (6問)

■資産

2－1 金銭債権 (68問)

- 取引を打切った得意先に対する売掛金の貸倒れ処理
- 外国子会社に対する債務免除と同社株式の譲渡による損失
- 債務の株式化(D&S)に係る会計処理の整合性

2－2 棚卸資産 (37問)

- 期末在庫に含まれている教育訓練費に係る人材投資税制
- 棚卸資産に係る低価法の時価(平成19年度税制改正)
- 法定評価方法とその変更

2－3 有価証券 (120問)

- 有価証券の評価方法
- いわゆる社債発行差金の処理
- 従業員に対する新株の有利な金額による割当て
- 子会社株式を他の子会社に譲渡した場合の売却損
- 未上場株式の譲渡益を相殺するための上場株式の譲渡
- 株式の退職給付信託への抛出と適格年金への充当
- 議決権のない株式の評価

第2巻

2－4 固定資産 (156問)

- 土地の取得に伴い市町村のために支出した費用
 - 組織再編成の場合の期中償却と一般の場合の期中償却
 - 定額法から定率法への変更
 - 定率法から定額法への変更
 - 国外リース資産とリース期間定額法
 - 所有権移転外リース取引に係る税制改正
 - 新しい250%定率法による具体的な計算(平成19年度税制改正)
 - 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の適用対象
 - 減価償却済の資産に対する資本的支出の費用化
 - 無形固定資産の償却の特例
 - 子会社の借地権の無償の返還
 - 減損会計と中小企業
- 2－5 繰延資産 (31問)
- 社員の引抜費用と「その他の繰延資産」
 - 税法における繰延資産の自由償却

- 商店街のアーケードの撤去費用とタイル・ブロックの張替え

■負債・資本

3－1 引当金・準備金 (1問)

- 準備金について損金経理と利益処分双方を用いた場合

4－1 資本等取引 (37問)

- 資本減少に伴う払戻しを行った場合
- 組織変更の新株に代わる自己株式の取得
- 剰余金の配当等を現物(自己株式)で受けた場合の処理

■収益

5－1 収益の計上 (37問)

- 日照権侵害に伴う賠償金を受けた場合の取扱い
- 売上割戻しの支払保留と仕入割戻しの収益の計上

5－2 受取配当・受取利息 (28問)

- 資本準備金からの配当
- 自己株式の取得とみなし配当

5－3 受贈益・債務免除益等 (33問)

- 株式投資信託の収益分配金に係る源泉徴収と益金不算入
- 役員の債務免除と私財提供
- 違法配当であるとして返還された配当金相当額の取扱い
- 地方公共団体からの債務免除

■営業経費等

6－1 役員給与等 (96問)

- 理事に対する益暮の支給と届出
- 立退料の收受と理事に対する報酬の増額等
- 年度の中途で新たに常勤理事となった者に対する報酬
- 役員報酬の辞退と源泉徴収
- 理事に対する減給処分と定期同額給与
- 出向した役員に対する役員報酬の較差補てん
- 社長及び会社の従業員に対するストック・オプション
- 弁護士法人・税理士法人等に対するストック・オプション

第3巻

6－1－2 退職給与金等 (87問)

- 死亡による保険金収入と死亡役員の退職金
- 転籍の従業員に対する退職金の損金算入
- 法人成りの会社が個人事業から引き継いで従業員に退職金を支払った場合
- パートから正規職員となった場合の退職金

6－2 寄附金 (145問)

- 「〇〇先生を励ます会」のパーティ券の取扱い
- みなし寄附金と直接行う寄附金との関係
- 他の公益法人等に対する寄附金
- 寄附金の損金算入限度額とマイナス資本金等の額
- 低廉譲渡と寄附金・認定賞与等
- 不相当に高額又は低額での譲渡の場合の否認の論理
- 安定株主を条件とする無利息の貸付け
- 子会社に対する利息の免除

6－2－2 タックス・ヘイブン税制 (12問)

- 内部統制の体制整備強化とタックス・ヘイブン対策税制における管理支配基準
- タックス・ヘイブン国にある特定外国子会社の欠損金は親会社の所得金額と相殺可能かどうか

6－2－3 移転価格税制 (23問)

- 従業員が海外子会社へ出向する場合の給与との負担

6－2－4 過少資本税制 (2問)

- 過少資本税制のポイントと海外法人の共有する支店についての適用関係

6－3 交際費・使途秘匿金等 (117問)

- 交際費課税における二重課税の問題
- 特約店のセールスマンに対する報奨金の交際費課税等
- 接待後の社員タクシー代と交際費
- 交際費等と消費税
- 社史の配布と交際費
- 40周年の創立記念パーティの費用
- 地元の名士に支払った謝礼と交際費(使途秘匿金)

- 使途秘匿金の支出があったかどうかの判定時期

6－4 海外渡航費・広告宣伝費・販売費等 (83問)

- 本・支店間におけるクレジット・デフォルト・スワップの取扱い
- 取締役に対する損害賠償金の会社の負担
- 盗難・詐欺・使込み等に係る損失の計上時期について

6－5 繰越欠損金の控除 (8問)

- 欠損会社の全株を取得して従前の事業を行う場合の欠損金の控除

第4巻

■譲渡損益等

7－1 譲渡損益等 (126問)

- 固定資産を譲渡してリースバックした場合
- 土地の評価損と譲渡損失
- 借地権の返還を受けた長期所有土地の買換え
- 親子会社間の低廉譲渡の場合の事後調整
- 土地、建物と同時に譲渡した場合の142%基準の適用

■合併・分割等

8－1 組織再編成税制 (5問)

- 組織再編成税制における適格要件と会計処理
- 親子会社等の合併・分割の場合の合併比率

8－2 会社の合併 (72問)

- 被合併法人から不良債権を引き継ぐ場合の処理について
- 合併による合併法人及び被合併法人の債権、債務の相殺
- 適格合併における被合併法人のマイナス利益積立金額
- 100%子会社の合併と株式の消滅損
- 新会社法における合併差損の税法上の取扱い

8－3 会社の分割 (14問)

- 含み損のある資産を分割後に譲渡した場合の譲渡損失
- 会社分割の場合の分割会社からの債務の引継ぎ

8－4 現物出資・事後設立 (17問)

- 現物出資による資産の移転に係る消費税
- 現物出資の場合の消費税の譲渡対価の額の計算

8－5 株式交換・株式移転・組織変更 (11問)

- 国外にある会社の買収と株式交換
- 非適格株式交換の場合の評価損益の計上と不完全株式交換

8－6 清算所得 (13問)

- 解散の場合の清算所得課税と株主に対するみなし配当

■申告・税率

9－1 申告・申告調整等 (23問)

- 青色申告承認申請書の提出期限
- 決算の修正と修正申告

9－2 更正・決定 (10問)

- 法定申告期限より1年を経過した後の更正の請求

9－3 税率 (21問)

- 外国税額控除制度の概要について

9－4 附帯税 (12問)

- 事実の隠べい・仮装と重加算税

■雑則

10－1 雑則・罰則 (12問)

- 税務調査における理由開示等
- 税務職員の手守義務

■連結納税制度

11－1 連結納税制度 (7問)

■消費税

12－1 消費税 (44問)

- 国外からローヤリティを受けた場合輸出入取引となるか
- 簡易課税の選択不適用届出について(公益法人等)
- 仕入割戻しの経理と消費税の仕入税額控除
- 収益計上した仕入割引と消費税の簡易課税
- SPCが取得する居住用不動産にかかる消費税

■索引

- 事項別索引
(各事例中の主なキーワードを五十音順に配列したものです。)
- 判決例
- 国税不服審判所裁決